

# 「食品表示」

## どれくらい知っていますか？

食品表示は、生産者や製造者から消費者へのメッセージであり、消費者がその商品を知るための情報源です。食品表示を正しく読み取り、安全で安心な食品購入を心がけましょう。



●問い合わせ  
市民安全課  
☎55-2750  
FAX 51-0367

### 食品表示 ○×クイズ

Q 「微糖」のほうが「低糖」より含まれている砂糖の量が少ない。○か×か。



A ×

「微糖」も「低糖」も含有量が「低い」ことを意味する表示です。食品であれば、100グラム当たりの糖類が5グラム以下、飲料であれば、100ミリリットル当たりの糖類が2.5グラム以下のものです。

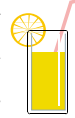
Q 特定保健用食品（トクホ）のマークがついている商品は、記載されている「1日当たりの摂取目安量」を守って摂取すれば、病気の改善も期待できる。○か×か。



A ×

トクホのマークがついているものは医薬品ではなく、日常の健康維持を補助するものです。

Q 濃縮した果汁などをブラジルから輸入し、日本で希釈した（液体の濃度を薄めた）「濃縮還元ジュース」は「国産」と表示できる。○か×か。



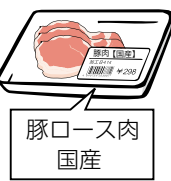
A ○

「濃縮還元ジュース」は加工品です。加工品は、「食品の本質に変化を与えた場所」が産地になるため、この場合は、希釈してジュースにした日本が産地になります。でき上がった製品を輸入し、国内で小分けしたり、瓶詰めにした場合は、食品そのものに変化を与えていないので、産地は輸入相手国になります。

Q 鶏肉や牛肉、豚肉で「国産」と表示されるのは、日本で生まれて飼育されたものだけである。○か×か。

A ×

鶏肉や牛肉、豚肉は、日本で育った時間が一番長ければ「国産」と表示されます。



※畜産物、農産物、水産物で、それぞれ表示方法が異なります。

皆さんは、いくつわかりましたか？

安心できる食生活のために、食品表示をしっかり見て、納得できる商品のみずから選べる力を身につけましょう。

※食品表示について詳しくは、静岡県ウェブサイト内「食品表示まるわかりウェブ」をごらんください。  
http://www.pref.shizuoka.jp

### 10月20～26日は「行政相談週間」 行政相談委員会 ご存知ですか？



行政相談委員は、雇用や年金、道路など国の仕事や手続についての苦情や要望、問い合わせなどを聞き、解決の促進を図る、総務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアです。富士市には4人の委員がいます。

- 鈴木 万智子さん
- 鈴木 文江さん
- 菊池 恒義さん
- 石井 邦敏さん

#### ■定例行政相談（無料）

とき／毎月第2・4金曜日 13～15時  
ところ／市民安全課内市民相談室

（市役所3階）

※予約不要。直接会場にお越しください。  
皆さんからの相談を広く受け付けています。

#### 【問い合わせ】

◎市民安全課市民相談担当  
☎(55)2750 図(51)0367

◎総務省静岡行政評価事務所  
☎054(254)1100

静岡県葵区追手町9-50（静岡地方合同庁舎5階）